

子ども本人からの意向の聴き取りを強化します —いじめ不登校対策支援室の取組—

堺市では、令和 4 年 7 月にいじめ不登校対策支援室を設置し、市長事務部局としていじめや不登校等の課題をかかえる児童や生徒を支援してきましたが、子ども本人からの相談が少ない状況や子どもの意見表明の機会確保の重要性を踏まえ、子どもの意見を聴き取る取組を以下のとおり強化します。

同室設置後から令和 5 年 3 月までの新規相談受付件数は 130 件あり、その内、子ども本人からの相談は 15 件と、子ども本人からの相談が少ない状況でした。

また、本年 4 月 1 日には、「こども基本法」が施行となり、「児童の権利に関する条約」に明記される「児童の意見を表明する権利の確保」の趣旨を踏まえた「子どもの意見表明の機会確保」が規定されるなど、子どもの意見を聴き取る重要性が高まりを見せています。

そこで、本市においても、子ども本人からの聴き取りを強化することで、いじめや不登校等の早期解消につなげます。

1 児童生徒からいじめ不登校対策支援室に直接相談

子どもの気持ちに合った対応をより早い段階で行い、いじめや不登校等の早期解消につなげる。

①堺市立小学校 1～3 年生※に返信用封筒になるチラシを学校を通じて配付。子ども本人から郵送で相談。

※ICT 活用能力が未発達である小学校 1～3 年生に配付。

②郵送された手紙に記載の連絡先に支援室からアプローチ。内容に応じて学校や教育委員会と連携して対応。

2 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業

こども家庭庁「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業」採択事業として実施し、臨床心理士などの専門職を有する NPO 法人などと連携することで聴き取りを強化。

①保護者からいじめ不登校対策支援室に相談。

②保護者同意のうえ、児童生徒本人に専門職が意見を聴き取り。

③聴き取った内容を基に支援室が学校・教育委員会と連携して対応。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 子ども青少年局 子ども青少年育成部 いじめ不登校対策支援室 電 話 : 072-340-0201 ファックス : 072-228-8341
----------------------------	---